

防犯対策指針および防犯（不審者対応）マニュアル

株式会社ユースリー

こどもトレーニングひろばしろやま

こどもトレーニングひろばしろやま第二校

実施：令和1年10月1日

(1) 職員の共通理解と施設内体制の整備

○ 安全管理体制の整備

1. 安全管理責任者は所長とする。
2. 安全管理責任者の主な業務は次のとおりとする。
 - ・ 職員に対する安全管理指導の実施
 - ・ 防犯（不審者対応）マニュアルの作成・修正
 - ・ 防犯（不審者対応）マニュアルのうちの重要事項
(110番通報要領、事件発生時の対応要領等)の事務室への掲示
3. 地域ケア会議への参加や、地域施設イベントへの参加など地域との交流を行う。

○ 安全確保に関する職員の共通理解を図る

1. 定期的に安全管理指導を行い、不審者への対処や、利用者で個別支援の必要性、利用者および職員の護身と防犯に係る安全確保について職員会議等で取り上げる等を実施し、不審者の侵入等を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解と意識づけを行う。
2. 玄関ドアの常時施錠、窓の施錠、来訪者に対しての開錠前呼名要求を行う事を徹底するなど、不審者侵入の防止を習慣づける。
3. 不審者対策には声掛け（「こんにちは、どのようなご用でしょうか」等）が効果的であることを周知し、実践を促す。
4. 事件発生時は人命尊重と警察への迅速な通報を基本とし、職員は冷静に組織的な対応にあたるように指導する。

○ 来訪者の出入・動線を工夫し、不審者の侵入を防止する。

1. 玄関ドアは外部からは開錠できないようにし、鍵の所有は常勤職員に限る。
2. 来訪者の身分が解らない者人物に関しては、身分証明（個人名が記載された名札、リボン他）となるもの提示を求める。
 - 来訪者の予定については、朝の打合せなどで職員間に情報共有を行う。
 - 来訪者への「こんにちは、どのような御用件でしょうか？」また、要件がない方には「お帰りください」といった声かけを日常的に行っているか。
 - 万一の場合の避難場所および保護者・関係機関等への連絡先・連絡方法は以下の通りとする。
避難場所⇒不審者が現れた事業所ではない事業所へ避難
こどもトレーニングひろばしろやま又はこどもトレーニングひろばしろやま第二校
保護者⇒緊急時連絡先に準ずる
関係各所⇒長崎県警浦上警察署 095-842-0110 浦上警察署若草交番 095-846-4356
- 防犯（不審者対応）のマニュアルを整備し、必要に応じて改訂を行う。
- 防災・防犯のための避難訓練・講習会等を定期的実施することで、職員の危機管理意識を高めるための研修や教育に努める。

(2) 地域や関係機関等との連携

- 施設周辺等における不審者等の情報について、把握する体制を確保する。
 1. 自治会長への挨拶やサロンへの参加など日ごろから地域との交流を行う。
 - 不審者の他、不審な電話や郵便物等、予兆があった場合は、すぐに警察に連絡する。
 - 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設内等内で周知徹底する。
 - 学校から不審者情報等があった場合には、全職員へ情報共有を行う。

(3) 外出中における安全確保の体制

- 外出中における安全確保のための職員の役割分担を定め、利用者の状況を把握する。
- 外出中は、携帯電話等による連絡体制を確保する。
- 施設外での活動に当たり、事前に外出先を保護者へ伝達する。
- 利用者に係る緊急連絡用の連絡先を外出中でも確保する。

(4) 施設設備面における安全確保

- 鍵は常勤従業員にのみ貸出しする。
- 窓、ドアなどの開閉部分は、施錠時外から開けられないようにする。
- 植木の剪定や草むしりなどで見通しをよくし、必要な箇所には近隣からの侵入防止に塀などを設置する。
- 夜間は建物の施錠を行う。

(5) 利用者に対する安全管理についての指導

- 犯罪や事故の被害から自分自身を守るため、知らない人について行かない、知らない人とは一定の距離を保つなどの指導を定期的に行っていく。

(6) 事業所への通勤時の職員の安全管理

- 職員は通勤時、原則として定められた経路で通勤するよう指導する。
- 人通りが少ないなど、通勤時に注意を払うべき場所をあらかじめ把握し、注意喚起する。